

美里町監査委員告示第3号

地方自治法第199条第7項に基づく財政援助団体等の監査を実施した結果について、同条第9項の規定により公表する。

平成30年11月16日

美里町監査委員 相馬光喜

美里町監査委員 櫻井功紀

第1 監査の対象

1 本小牛田コミュニティ推進協議会

本小牛田コミュニティセンター施設管理（平成28年度、29年度）

平成28年度決算額 12,019,326円

平成29年度決算額 12,198,000円

2 一般社団法人 美里町物産観光協会

観光物産振興事業及び産業振興催事開催支援事業（平成28年度、29年度）

平成28年度決算額 2,900,000円

平成29年度決算額 2,900,000円

第2 監査日時

平成30年11月13日（火）

午前10時 本小牛田コミュニティ推進協議会

午後2時 一般社団法人 美里町物産観光協会

第3 監査実施場所

1 本小牛田コミュニティセンター

2 中央コミュニティセンター

第4 監査に際し提出を求めた書類

事業計画書、予算書、事業実績報告書、決算書、補助金や指定管理料交付に係る書類、証ひょう書類、出納関係帳票等一式

第5 監査の実施方法

指定管理料交付や補助金交付に係る関係書類の提出を求め、その内容を確認するとともに、財政援助団体職員および所管課職員から説明を聞取る等の方法により実施した。

第6 監査の結果

1 本小牛田コミュニティセンター施設管理

概ね適正に処理されていると認める。

指摘事項及び指導事項は下記のとおりである。

【指摘事項】なし

【指導事項】なし

2 観光物産振興事業及び産業振興催事開催支援事業

概ね適正に処理されていると認める。

指摘事項及び指導事項は下記のとおりである。

【指摘事項】なし

【指導事項】イベントに係る費用が仮受金の1つの科目で処理されており、非常にわかりにくい。イベント終了まで仕入は仮払金、売上は仮受金で処理し、イベント終了後にそれぞれ売上、仕入に振り替えるのが望ましい。